

# 竹田市総合文化ホール使用料

令和2年4月1日以降

(単位：円)

区分			使用料							備考	
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	延長		
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	12時～13時 17時～18時		
大ホール (ホワイエ含む)	入場料等	平日	徴収しない	19,900	26,530	33,660	46,420	60,180	80,070	6,630	1 大ホールを、仕込み、リハーサル、撤去、練習等のために使用する場合の使用料は、上表使用料に100分の50を乗じて得た額とする。 2 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。 3 入場料とは、入場料、会費等の入場することに関し徴収される入場の対価その他これらに類するものをいい、その額に段階を設定している場合は、最高額をもって入場料の額とする。 4 午前又は午後の時間帯において、使用時間の延長が生じた場合は、延長の欄の金額を加算する。 5 午前の時間帯の前又は夜間の時間帯の後に使用時間を延長して使用する場合の使用料は、1時間につき、延長の欄の使用料に100分の130を乗じて得た額を加算する。 6 大ホールの使用料には、ホワイエの利用を含む。 7 時間単位で使用する場合等で、使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間に切り上げて計算する。 8 その他の区分に規定する施設については、占用して使用する場合に適用する。 9 物品販売等営利を目的として利用するときの使用料は、上表使用料の額に100分の200を乗じて得た額とする。 10 附属設備、器具等の利用料については、別に規則で定める。 11 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
			1円以上1,000円以下	25,860	34,480	43,750	60,340	78,230	104,090	8,620	
			1,001円以上2,000円以下	29,850	39,790	50,480	69,630	90,270	120,110	9,960	
			2,001円以上3,000円以下	35,810	47,740	60,580	83,540	108,310	144,110	11,940	
			3,001円以上	39,790	53,050	67,310	92,830	120,350	160,140	13,270	
	土日休日	徴収しない	23,880	31,830	40,390	55,710	72,220	96,090	7,960		
		1円以上1,000円以下	31,040	41,390	52,510	72,420	93,890	124,930	10,350		
		1,001円以上2,000円以下	35,820	47,750	60,590	83,560	108,330	144,150	11,940		
		2,001円以上3,000円以下	42,980	57,300	72,700	100,270	129,990	172,960	14,320		
		3,001円以上	47,750	63,660	80,770	111,410	144,430	192,180	15,920		
多目的ホール	入場料等	平日	徴収しない	1時間につき1,530円							
			徴収する	1時間につき2,300円							
	土日休日	徴収しない	1時間につき1,840円								
		徴収する	1時間につき2,750円								
	展示会等で	2日以上使用	徴収しない	1日につき7,000円							
徴収する		1日につき14,000円									
楽屋等	第1楽屋 (防音・トイレ・シャワー) 46㎡	1時間につき660円									
	第2楽屋 26㎡	1時間につき270円									
	第3楽屋 26㎡	1時間につき270円									
	第4楽屋 52㎡	1時間につき530円									
	第5楽屋 26㎡	1時間につき270円									
	第1和室 26㎡	1時間につき270円									
	第2和室 26㎡	1時間につき270円									
	練習室(防音) 25㎡	1時間につき310円									
	控室 20㎡	1時間につき210円									
	調理室(調理器具) 26㎡	1時間につき370円									
創作広間 82㎡	1時間につき500円										
その他(ギャラリー・広場等)			1時間につき1㎡あたり6円								